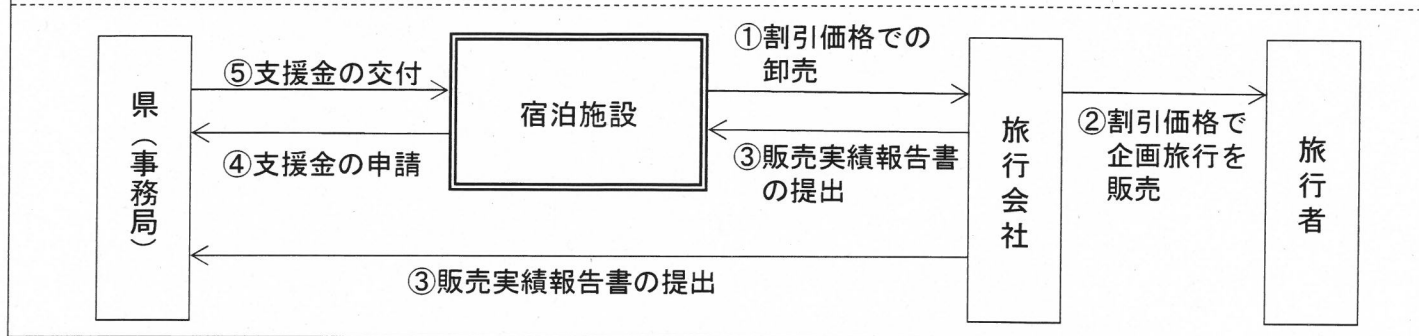


「11府県ふっこう周遊割」のスキーム

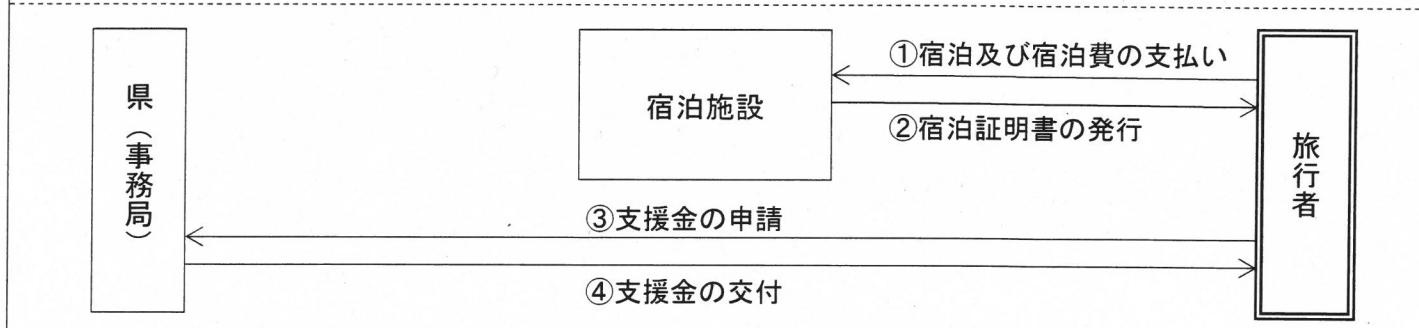
1- ア. 周遊旅行促進事業（旅行者が企画旅行に参加し、宿泊施設が申請する場合）

- ①県内の宿泊施設は、旅行会社に宿泊サービスを割引価格で卸売りする。
【割引額：1人泊当たり6,000円】
- ②旅行会社は、「2府県連続かつ2泊以上」の企画旅行を割引価格で旅行者に販売する。
- ③旅行会社は、販売実績報告書を宿泊施設及び県に提出する。
- ④宿泊施設は、販売実績報告書等を添付して、県に支援金を申請する。
- ⑤県は、申請書類を確認し、宿泊施設に支援金を交付する。【支援額：1人泊当たり6,000円】



1- イ. 周遊旅行促進事業（企画旅行以外で旅行者が申請する場合）

- ①旅行者は、「2府県連続かつ2泊以上」の周遊旅行を実施する。
- ②宿泊施設は、旅行者に宿泊証明書を発行する。
- ③旅行者は、宿泊証明書等を添付して、県に支援金を申請する。
- ④県は、申請書類を確認し、旅行者に支援金を交付する。【支援額：1人泊当たり6,000円】



2. ボランティア活動促進事業

- ①ボランティア参加者は、県内の宿泊施設に「連続2泊以上」宿泊する。
- ②宿泊施設は、宿泊したボランティア参加者に対し、宿泊証明書を発行する。
- ③ボランティア参加者は、県内でボランティア活動に参加し、参加証明書を取得する。
- ④ボランティア参加者は、宿泊証明書、参加証明書等を添付して、県に支援金を申請する。
- ⑤県は、申請書類を確認し、ボランティア参加者に支援金を交付する。【支援額：1人泊当たり6,000円】

